○北谷町母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例

平成7年3月31日 条例第15号 改正 平成19年10月1日条例第22号 平成20年4月1日条例第10号 平成24年6月18日条例第8号 平成25年12月20日条例第26号 平成26年10月8日条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、母子及び父子家庭等(以下「母子家庭等」という。)に対し、医療費の一部を助成することにより、母子家庭等の生活の安定と自立を支援し、もって母子家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 児童 18歳に達した日の属する年度の末日までにある者をいう。
 - (2) 母子家庭の母 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。以下「法」という。)第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。)第10条第1項の規定による命令を申し立て、現に配偶者に当該命令が発せられた女子であって、現に規則で定める児童を監護している者をいう。
 - (3) 父子家庭の父 法第6条第2項に規定する配偶者のない男子又はDV防止法第10条第1項 の規定による命令を申し立て、現に配偶者に当該命令が発せられた男子であって、現に規則 で定める児童を監護している者をいう。
 - (4) 養育者 父母が死亡した児童又は父及び母が監護しない児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する者をいう。
 - (5) 保護者 第2号から前号までに掲げる者(規則で定める者を除く。)をいう。
- 2 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。
 - (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
 - (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
 - (3) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
 - (4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
 - (5) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
 - (6) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
 - (7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)

(対象者)

- 第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、 北谷町(以下「本町」という。)の区域内に住所を有する次の各号のいずれかに該当する者で あって、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者とする。ただし、母子家庭 の母又は父子家庭の父に監護されている児童については、本町の区域外に住所を有する場合で あっても、対象とすることができる。
 - (1) 母子家庭の母と児童
 - (2) 父子家庭の父と児童
 - (3) 養育者が養育する前条第1項第4号に掲げる児童
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象者としない。
 - (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者
 - (2) 前項に規定する対象者又は医療保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額のすべてを、国又は地方公共団体において負担している施設に入所している者(一部負担金が発生する者を除く。)
 - (3) 児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育 事業を行う者に委託されている者
 - (4) 児童福祉法第6条の4に規定する里親に委託されている者

- (5) 規則で定める他の医療費助成事業等により医療費の助成を受けることができる者
- (6) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年 法律第30号)による支援給付を受けている者

(所得の制限)

- 第4条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、対象者としない。
 - (1) 保護者の前年の所得(1月から7月までに申請する者については、前々年所得。以下同じ。) が規則で定める額以上であるとき。
 - (2) 保護者の配偶者の前年の所得又は保護者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に 定める扶養義務者でその保護者と生計を同じくする者の前年の所得が当該配偶者又は扶養義 務者の扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、災害により損害を受けた者がある場合における所得に関しては、 規則で定めるところによる。
- 3 第1項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定めるところによる。 (受給者証の交付)
- 第5条 医療費の助成を受けようとする保護者は、その家庭に属する対象者について、町長に申請し、規則で定めるところにより、この条例による医療費の助成を受ける資格を証する受給者証の交付を受けなければならない。
- 2 町長は、前項において対象者でないと決定したときは、規則で定めるところにより、その保護者に通知するものとする。

(受給者証の有効期間)

- 第6条 受給者証の有効期間は、8月1日から翌年の7月31日までとする。ただし、最初に交付される受給者証については、受給者証の交付申請日(他市町村から受給者であったものが転入してきた場合は、本町の区域内に住所を有することになった日)から、最初に到来する7月31日までとする。
- 2 第3条に規定する対象者としての資格要件に該当しなくなった場合における受給者証の有効期間は、その事実の発生日の前日(死亡の場合は、発生日当日)までとする。 (助成の範囲)
- 第7条 本町は、受給者証の交付を受けている者(以下「受給者」という。)の保険医療機関等における療養に要する費用の額(規則で定める保険給付に係る額)から保険給付、他法負担、一部負担金及び保険者が給付する附加給付を控除した額(以下「母子家庭等医療費」という。)を助成する。

(助成の方法)

- 第8条 町長は、受給者からの申請に基づき母子家庭等医療費を助成するものとする。 (届出の義務)
- 第9条 保護者は、第5条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに 町長に届け出なければならない。
- 2 保護者は、その家庭に属する受給者の現況について、規則で定めるところにより町長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

- 第10条 受給者は、医療費の助成を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。 (助成金の返還)
- 第11条 町長は、偽りその他不正行為により医療費の助成を受けた者があるときは、その者から 当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(規則への委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 改正後の北谷町母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の規定は、平成19年10月1日以 後の診療に係る医療費から適用し、同日前の診療に係る医療費については、なお従前の例によ る。

附 則(平成20年条例第10号)抄(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
 - 附 則(平成24年条例第8号)
 - この条例は、平成24年8月1日から施行する。
 - 附 則(平成25年条例第26号)
 - この条例は、平成26年1月3日から施行する。
 - 附 則(平成26年条例第14号)
 - この条例は、公布の日から施行する。

○北谷町母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例施行規則

平成7年3月31日 規則第5号 改正 平成7年8月17日規則第22号 平成13年3月30日規則第7号 平成19年3月30日規則第5号 平成19年10月1日規則第22号 平成20年3月17日規則第4号 平成25年12月20日規則第41号 平成28年3月31日規則第11号

(目的)

第1条 この規則は、北谷町母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例(平成7年北谷町条例 第15号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。 (母子家庭の児童)

- 第2条 条例第2条第1項第2号に規定する規則で定める児童とは、次の各号のいずれかに該当する児童をいう。
 - (1) 父母が婚姻を解消した児童
 - (2) 父が死亡した児童
 - (3) 父が児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号。以下「施行令」という。)第1条別 表第2に定める程度の障害の状態にある児童
 - (4) 父の生死が明らかでない児童
 - (5) 父が引き続き1年以上遺棄している児童
 - (6) 父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
 - (7) 父が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第 10条第1項の規定による命令(母の申し立てにより発せられたものに限る。)を受けた児童
 - (8) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
 - (9) 前号に該当するかどうかが明らかでない児童

(父子家庭の児童)

第3条 条例第2条第1項第3号に規定する規則で定める児童とは、前条に準ずる児童をいう。 この場合において、前条第2号から第7号までの規定中「父」とあるのは「母」と、「母」と あるのは「父」と読み替えるものとする。

(保護者)

- 第4条 条例第2条第1項第5号に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する 児童の状態にある場合の保護者とする。
 - (1) 児童を監護しない母又は父と生計を同じくしているとき。ただし、当該保護者が第2条第3号に定める程度の障害の状態にあるときは、この限りでない。
 - (2) 母又は父の配偶者に養育されているとき。ただし、当該保護者が第2条第3号に定める程 度の障害の状態にあるときは、この限りでない。

(他の医療費助成事業等)

- 第5条 条例第3条第2項第5号に規定する規則で定める他の医療費助成事業等により医療費の 助成を受けることができる者は、次のとおりとする。
 - (1) 北谷町重度心身障害者(児)医療費助成に関する条例(平成3年北谷町条例第18号)等に 基づき医療費の助成を受けることができる者
 - (2) 北谷町こども医療費助成に関する条例(平成6年北谷町条例第14号)等に規定する助成対象者が保護する者
 - (3) その他の法令等により、国又は地方公共団体の負担により支給されている医療費及び交通 事故等による第三者からの賠償として支払われる医療費を受けることができる者 (所得の制限)
- 第6条 条例第4条第1項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる児童の養育者 を除く保護者にあっては施行令第2条の4第2項に規定する額、次の各号に掲げる児童の養育 者にあっては施行令第2条の4第4項に規定する額のとおりとする。

- (1) 第2条第1項第2号又は第4号に該当する児童であって、かつ、父又は母がない者
- (2) 第2条第1項第6号に該当する児童であって、かつ、父又は母がない者
- (3) 父母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (4) 第2条第1項第8号に該当する児童であって、母が死亡した者又は母の生死が明らかでない者
- (5) 第2条第1項第9号に該当する児童
- 2 条例第4条第1項第2号に規定する規則で定める額は、施行令第2条の4第4項に規定する 額のとおりとする。

(所得の範囲)

- 第7条 条例第4条第1項に規定する所得の範囲は、施行令第3条の規定を準用する。 (所得の額の計算方法)
- 第8条 条例第4条第3項に規定する所得の額の計算方法については、施行令第4条の規定を準用する。

(規則で定める特例)

第9条 条例第4条第2項に規定する規則で定める特例は、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第12条第1項の規定を準用するものとする。

(受給者証の交付申請)

- 第10条 条例第5条の規定による申請は、母子及び父子家庭等医療費受給者証交付申請書(現況届)兼受給者台帳(第1号様式。以下「交付申請書兼受給者台帳」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。
 - (1) 医療保険各法による被保険者、組合員又は被扶養者であることを証する書類
 - (2) 戸籍の謄本又は抄本
 - (3) 世帯全員の住民票の写し
 - (4) 保護者又はその配偶者若しくは扶養義務者の前年の所得の状況を証する書類
 - (5) その他町長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支 給を受けている者(以下「児童扶養手当受給者」という。)が児童扶養手当証書を提示すると きは、前項第2号から第4号までの書類の添付を省略することができる。
- 3 町長は、条例第5条の規定により申請があった場合において、条例第3条に規定する対象者と決定したときは、交付申請書兼受給者台帳に記載して、母子及び父子家庭等医療費受給者証(第2号様式。以下「受給者証」という。)を交付し、また、同条に規定する対象者でないと決定したときは、母子及び父子家庭等医療費受給者証交付申請却下決定通知書(第3号様式)により通知する。

(受給者証の返還)

第11条 受給者証の交付を受けている者(以下「受給者」という。)は、その資格を喪失したと きは、速やかに受給者証を町長に返還しなければならない。

(受給者証の再交付)

- 第12条 受給者は、受給者証を破り、汚し、又は失ったときは、母子及び父子家庭等医療費受給者証再交付申請書(第4号様式)により町長に受給者証の再交付を申請することができる。
- 2 受給者証を破り、又は汚したときの前項の申請には、その受給者証を添付しなければならない。
- 3 受給者は、受給者証の再交付を受けた後において、失った受給者証を発見したときは、速や かに発見した受給者証を町長に返還しなければならない。

(助成の範囲)

- 第13条 条例第7条に規定する規則で定める保険給付等は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 保険給付 医療保険各法に規定する療養の給付、入院時食事療養費、特定療養費、療養費、 訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費、特別療養費、高額療養費及び高額介護 合算療養費をいう。
 - (2) 他法負担 第5条に規定する医療費助成事業等による医療費をいう。
 - (3) 一部負担金 別表に定める額をいう。
 - (4) 保険医療機関等 次に掲げる機関をいう。

- ア 健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は薬局
- イ 指定訪問看護事業者(看護ステーション)
- ウ その他町が定める病院、診療所又は薬局

(助成の方法)

- 第14条 条例第8条の規定により医療費の助成を受けようとする受給者は、医療費の額を証する 書類その他町長が必要とする書類を添えて、母子及び父子家庭等医療費助成金支給申請書(第 5号様式)により町長に申請しなければならない。
- 2 前項の申請は、原則として各診療月を単位として行うものとする。
- 3 第1項の申請は、受給者が医療給付を受けた日の属する月の翌月から起算して2年以内に行わなければならない。

(助成金支給の決定)

第15条 町長は、前条の申請の内容を審査し、当該申請に係る助成金を決定したときは、母子及び父子家庭等医療費助成金支給台帳(第6号様式)に記載する。

(届出事項)

- 第16条 条例第9条第1項に規定する届出は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、母子及び 父子家庭等医療費受給者変更(消滅)届(第7号様式)に受給者証を添えて行わなければなら ない。
 - (1) 受給者の氏名又は住所が変更したとき。
 - (2) 医療保険各法の保険の種類又は医療保険証の記載事項に変更があったとき。
 - (3) 受給者のうち一部の者が条例第3条に規定する対象者としての資格要件を欠いたとき。
 - (4) 新たに監護し、又は養育する児童が生じたとき。
- 2 条例第9条第2項に規定する届出は、交付申請書兼受給者台帳に住民票及び保護者又はその 配偶者若しくは扶養義務者の前年の所得の状況を証する書類を添えて、毎年7月1日から同月 末日までに行わなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、受給者が、児童扶養手当法施行規則(昭和36年厚生省令第51号) 第4条の規定に基づく児童扶養手当現況届を提出する場合は、当該届出を省略することができ る。

(受給者証の更新、交付停止等)

- 第17条 町長は、前条の規定による届出を受理した場合(前条第3項の規定により届出を省略した場合を含む。)において、条例第4条第1項の規定に該当しないと決定したときは、受給者証を交付し、条例第4条第1項の規定により対象者としないと決定したときは、受給者証の交付を停止するものとする。
- 2 条例第9条第2項に規定する届出が未提出の場合は、児童扶養手当法第22条の規定を準用し、 2年を経過した場合、受給資格は消滅する。

(受給資格消滅の通知)

第18条 町長は、受給者が条例第3条の資格要件に該当しなくなったと認めたとき及び前条第2項の規定により受給資格が消滅したときは、母子及び父子家庭等医療費受給資格消滅通知書(第8号様式)により、当該受給者であった者に通知するものとする。ただし、受給者が死亡した場合は、この限りでない。

(添付書類の省略)

第19条 町長は、この規則による申請書又は変更届若しくは現況届に添付する書類により証明する事項を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

附則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成7年規則第22号)

この規則は、公布の日から施行し、平成7年8月1日から適用する。

附 則(平成13年規則第7号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成19年規則第5号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年規則第22号)

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成20年規則第4号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成25年規則第41号)

(施行期日)

1 この規則は、平成26年1月3日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の北谷町母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例施行規則の規定は、平成26年1 月3日以後の診療に係る医療費から適用し、同日前の診療に係る医療費については、なお従前 の例による。

附 則(平成28年規則第11号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行前にされた行政庁 の処分又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお 従前の例による。

別表 (第13条関係)

区分	一部負担金の額
外来受診	1人1月につき、1診療機関ごとに1,000円